

令和 8 年 3 月 5 日（木） 関市農業委員会総会

場所： 関市役所 大会議室

令和 8 年 3 月 5 日（木曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- (6) 議案第 6 号 非農地判断について

○出席委員（16名）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 安田 美雄 君 | 2 番 河村 清孝 君 | 3 番 丹羽 英治 君 |
| 4 番 吉田 忠男 君 | 6 番 鵜飼 秀樹 君 | 7 番 林 百恵 君 |
| 8 番 後藤 信一 君 | 9 番 尾口 文良 君 | 10 番 松永 佳己 君 |
| 11 番 足立 宜穂 君 | 12 番 後藤 一夫 君 | 13 番 亀山 良平 君 |
| 14 番 森 種生 君 | 15 番 池田 政吉 君 | 16 番 長尾 始 君 |
| 17 番 山田 達史 君 | | |

○欠席委員（3名）

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 5 番 和田 ひとみ 君 | 18 番 日置 香 君 | 19 番 田下 喜代 君 |
|--------------|-------------|--------------|

○委員以外の出席者（3名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
- 農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
- 農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりました。総会の前にご報告があります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選につきまして、3月2日まで募集していましたが、定員に達しなかったため、3月13日まで延長しました。

現在、農業委員については、定数19人に対し、推薦16名、応募1名、計17名。

農地利用最適化推進委員については、定数25人に対し推薦22名です。

詳細につきましてはお配りした募集状況をご確認ください。なお、募集状況については、関市ホームページにも公表しています。

それでは、農業委員会総会を始めさせていただきます。

丹羽会長より、ご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

5番 和田委員、18番 日置委員、19番 田下委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

16番 長尾委員、17番 山田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、11件の申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、富岡公民センターから西に200mに位置する、

農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 175㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

譲受人は、旧下限面積以上の5, 300㎡程の経営面積がありますが、農地の現況を考慮して、営農計画書が提出されており、雑木を伐採し、畑として利用し、サツマイモ、ジャガイモを栽培するという内容になっています。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、富岡公民センターから西に300mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 23㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、東海北陸自動車道関サービスエリアから北東に300mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 197㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節野菜の露地栽培という内容になっています。

4番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は、小瀬グラウンドから北に200mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 4筆 675㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節野菜の栽培という内容になっています。

5番の案件

議案は2ページ、位置図は5ページになります。

申請地は、古布多目的研修集会施設から北に100mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 707.66㎡。

申請の目的は、区分地上権設定です。

土地所有者は、権利設定者の要望に応えるというもの。

権利設定者は、営農型太陽光発電設備を設置するというものでございます。

6 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は、鳥屋市区公民館から北西 6 0 0 m に 1 筆及び 9 0 0 m に 3 筆に位置する
農振農用地区域内外の登記地目 宅地、畑、田 現況地目 畑、田 4 筆
1, 8 6 6 . 5 3 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、ゆず、水稻という内容になっています。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、鳥屋市地区公民館から北西に 9 0 0 m に位置する
農振農用地区域内外の登記地目 田、畑、宅地 現況地目 畑 5 筆 1, 1 2 5 . 3 1 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、ゆず、うど、野菜という内容になっています。

8 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 8 ページになります。

申請地は、下菅谷集会所から東に 6 0 0 m 及び南西に 6 0 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2 筆 1, 9 3 6 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

9 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、下菅谷集会所から南西に 9 0 0 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2 5 8 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

10番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から西に500mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 251㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜を栽培するという内容になっています。

11番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、道の駅むげ川から北に500mに位置する

農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 254㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜、果樹、花卉の栽培という内容になっています。

以上、11件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番、4番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

更新の申請だと思いますが、以前と同じ状態が保たれていますので、問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番、7番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

特に問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番、9番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

10番、11番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

11番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 4 番は、許可することに決しました。

5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 5 番は、許可することに決しました。

6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 6 番は、許可することに決しました。

7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 7 番は、許可することに決しました。

8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 8 番は、許可することに決しました。

9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 9 番は、許可することに決しました。

10 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 10 番は、許可することに決しました。

11 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 1 号 11 番は、許可することに決しました。

続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、6件の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は4ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、国道248号線大杉交差点から東に800mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 3筆 1,011㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・車庫・倉庫）でございます。

申請人は、自己用住宅の庭、車庫及び倉庫として使用するというものでございます。

2月13日に現地を確認したところ、昭和36年頃より庭となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、関市東本郷公民センターから北西に100mに位置する

登記・現況地目 田 231.42㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

申請人は、農地の嵩上げを行い、畑として使用するというものでございます。

2月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、市立旭ヶ丘小学校から北に200mに位置する

登記地目 田・畑 現況地目 雑種地 3筆 256.21㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

申請人は、貸駐車場として使用するというものでございます。

2月13日に現地を確認したところ、平成20年頃より貸駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 15 ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北に 300 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 1,008 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

申請人は、貸駐車場として使用するということでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、平成初期より貸駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

位置図は 16 ページになります。

申請地は、市立武儀生涯学習センターから北東に 900 m に位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 384 m²。

農地の区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地の区域内であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、別宅（庭）でございます。

申請人は、別宅の庭として使用するということでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、平成 24 年頃より庭となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の 1 / 2 以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

6 番の案件

位置図は 17 ページになります。

申請地は、市立板取川中学校から東に 400 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 3 筆 324.12 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（車庫及び進入路）でございます。

申請人は、自己用住宅の車庫及び進入路として使用するということでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、平成 2 年頃より車庫及び進入路となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、6 件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2 番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番、3 番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、意見は無い旨を伺っております。

4 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○1 3 番（亀山 良平 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○1 5 番（池田 政吉 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6 番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございせんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、16件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は6ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 296㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

2月13日に現地を確認したところ、宅地となっており、農地転用許可済ではありますが、本換地前の所有権移転ですので、5条許可申請が必要になります。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

2 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 300 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 511 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、宅地となっており、農地転用許可済ではありますが、本換地前の所有権移転ですので、5 条許可申請が必要になります。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は 20 ページになります。

申請地は、中濃自動車学校から南に 100 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 134 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場として使用するというものでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、平成 30 年 5 月頃より埋め立てられており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

位置図は 21 ページになります。

申請地は、田富橋から東に 200 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 2 筆 501 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、貸自動車展示場及び貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、貸自動車展示場及び貸駐車場として使用するというものでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、平成 18 年より資材置場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

議案は 7 ページ、位置図は 2 2 ページになります。

申請地は、新迫間西公園から北に 6 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 2 筆 2 1 2 m²。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地の区域内であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、蓄電池施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、再生可能エネルギーによる電気の売買及び仲介業等を営んでおり、蓄電池施設として使用するというものでございます。

2 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、事業敷地の 1 / 3 以内であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

6 番の案件

位置図は 2 3 ページになります。

申請地は、関中央病院から西に 4 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 2 筆 3 0 4 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭及び駐車場として使用するというものでございます。

2 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

位置図は 2 4 ページになります。

申請地は、笠屋公園から北に 5 0 m に位置する

登記・現況地目 田 3 筆 3 8 3 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

2 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

議案は 8 ページ、位置図は 25 ページになります。

申請地は、関市東本郷公民センターから北西に 100 m に位置する

登記・現況地目 田 238.62 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は 26 ページになります。

申請地は、関市巾公民センターから西に 200 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 田 3 筆 887.70 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（4 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲（4 区画）として使用するというものでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

議案は 9 ページ、位置図は 27 ページになります。

申請地は、関市巾公民センターから南東に 400 m に位置する

登記・現況地目 田 9 筆 6,358 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、砂利採取（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、砂利採取業等を営んでおり、砂利採取をし、終了後ただちに田へ原型復旧し返還するというものでございます。

2 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 1 番の案件

議案は 1 0 ページ、位置図は 2 8 ページになります。

申請地は、国道 2 4 8 号線倉知東交差点から北に 1 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 5 1 9 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、廃棄物収集運搬業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、廃棄物の収集運搬業等を営んでおり、資材置場として使用するというものでございます。

2 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

位置図は 2 9 ページになります。

申請地は、長良川鉄道関市役所前駅から南西に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 2 筆 2 4 0 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

2 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更 2 番と同時許可案件になります。

1 3 番の案件

位置図は 3 0 ページになります。

申請地は、側島公民館から北西に 3 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 2 8 4 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、貸建設業倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、貸建設業倉庫として使用するというものでございます。

2 月 1 3 日に現地を確認したところ、昭和 4 9 年頃より倉庫となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、1 / 2 以内の拡張で、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

位置図は31ページになります。

申請地は、古布多目的研修集会施設から北に100mに位置する

登記・現況地目 畑 0.35㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）でございます。

賃貸人は、譲受人の要望に応えるというもの。

賃借人は、営農型太陽光発電施設の基礎部分を施設用地として利用するというものでございます。

2月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

15番の案件

議案は11ページ、位置図は32ページになります。

申請地は、中之保グラウンドから北西に400mに位置する

登記・現況地目 畑 4筆 505㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭及び車庫として使用するというものでございます。

2月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

位置図は33ページになります。

申請地は、鳥屋市地区公民館から北西に1,000mに位置する

登記・現況地目 畑 216㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、ドッグランでございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、犬ブリーダーのドッグランとして使用するというものでございます。

2月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更3番と同時許可案件になります。
以上、16件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
1番、2番、3番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番、5番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番、7番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から意見は無い旨を伺っております。

9番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

10番、11番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

特にありませんが、11番については、上水道が休止状態で、農地への復元ができませんの

で、やむを得ないかと思えます。

○議長（丹羽 英治 君）

1 2 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○1 0 番（松永 佳己 君）

問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 3 番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○1 4 番（森 種生 君）

問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 4 番、1 5 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○1 5 番（池田 政吉 君）

問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 6 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○1 6 番（長尾 始 君）

問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 3 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第3号15番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号16番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

続いて、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請が3件ありましたので、意見を求めます。

1番の案件

議案は12ページ、位置図は34ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する

現況地目 宅地 296㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は建売住宅として完成後に販売を計画していたところ、譲受人より完成前に購入したいとの申出があったための事業計画変更です。

5条1番と同時承認案件になります。

2 番の案件

議案は 13 ページ、位置図は 35 ページになります。

申請地は、長良川鉄道関市役所前駅から南西に 300 m に位置する

現況地目 畑 2 筆 240 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

譲渡人は、一般個人住宅を計画していましたが、申請地よりも利便性の高い土地を見つけたため、転用する必要性がなくなりました。今回、譲受人から一般個人住宅として利用したいとの申出を受けたための事業計画変更です。

5 条 12 番と同時承認案件になります。

3 番の案件

議案は 14 ページ、位置図は 36 ページになります。

申請地は、鳥屋市地区公民館から北西に 1,000 m に位置する

現況地目 畑 216 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

譲渡人は空手道場保養所駐車場として計画していましたが、諸事情により造成できずにいたところ、譲受人より犬ブリーダーのドッグランとして使用したいとの申出があったための事業計画変更です。

5 条 16 番と同時承認案件になります。

以上、3 件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 4 号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第 4 号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進

計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、15から18ページになります。

使用貸借権設定が58筆 59, 594㎡でございます。

地区は、東本郷、黒屋、肥田瀬地区、下有知地区、西神野地区、千疋、植野地区、上之保地区、小瀬地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

続いて、議案第6号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地判断について

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は19ページになります。

1番の案件

位置図は37ページになります。

新迫間西公園から西に500m

登記地目 田 現況地目 山林原野 2筆 62.00㎡。

2番の案件

位置図は38ページになります。

中之保グラウンドから北西に500mないし600m

登記地目 畑・田 現況地目 山林原野 6筆 1,522.00㎡。

以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第6号につきまして、一括して採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和8年4月7日（火）

午前9時30分より関市役所6階大会議室を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

16番

⑩

17番

⑩